

健康保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、医療費適正化の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編・統合等の措置を講ずること。

第二 健康保険法の一部改正（平成十八年十月施行関係）

一 保険給付に関する事項

1 入院時生活療養費等に関する事項

(1) 療養病床に入院する七十歳以上の者（以下「特定長期入院被保険者」という。）の生活療養（食事療養並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養をいう。）に要した費用について、保険給付として入院時生活療養費を支給すること。

入院時生活療養費の額は、生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して算定した額から、平均

的な家計における食費及び光熱水費の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況、病状の程度等をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。）を控除した額とすること。（健康保険法第八十五条の二第一項及び第二項等関係）

- (2) 特定療養費を廃止し、保険給付として保険外併用療養費を支給すること。

保険外併用療養費は、評価療養（厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいう。）又は選定療養（被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養をいう。）を受けたときに支給すること。（健康保険法第八十六条等関係）

2 一部負担金に関する事項

- (1) 一定以上の報酬を有する七十歳以上の者について、療養の給付に係る一部負担金の割合を三割とすること。七十歳以上の被扶養者の自己負担割合についても同様の取扱いとすること。（健康保険

法第七十四条第一項及び第一百十条第二項関係）

(2) 災害等の際の一部負担金の減免等をできることとする。 (健康保険法第七十五条の二等関係)

3 埋葬料に関する事項

埋葬料の額について、政令で定める金額とすること。 (健康保険法第百条第一項関係)

二 保険医療機関等の指定等に関する事項

1 保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し等の要件に、開設者又は管理者が、健康保険法その他国民の保健医療に関する法律の規定により罰金の刑に処せられたとき又は禁錮以上の刑に処せられたとき等を追加すること。 (健康保険法第八十条等関係)

2 保険医又は保険薬剤師の登録の取消し等の要件に、保険医又は保険薬剤師が、健康保険法その他国民の保健医療に関する法律の規定により罰金の刑に処せられたとき又は禁錮以上の刑に処せられたとき等を追加すること。 (健康保険法第八十一条等関係)

三 その他

同一都道府県の区域内にある指定健康保険組合等を含む合併後の健康保険組合は、合併後五年間限り、厚生労働大臣の認可を受け、不均一保険料を賦課できるものとする。 (健康保険法附則第三条)

の二関係)

第三 健康保険法の一部改正(平成十九年四月施行関係)

一 標準報酬等に関する事項

- 1 標準報酬月額の上限及び下限にそれぞれ四等級追加すること。(健康保険法第四十条第一項関係)
- 2 保険料の賦課対象となる標準賞与額の上限額について、年度の賞与の累計額が五百四十万円とすること。(健康保険法第四十五条第一項関係)

二 保険給付に関する事項

- 1 傷病手当金及び出産手当金の支給対象から任意継続被保険者を除くこと。(健康保険法第九十九条及び第二百二条関係)
- 2 傷病手当金の額を標準報酬日額の三分の二に相当する金額とすること。(健康保険法第九十九条第一項関係)
- 3 出産手当金の額を標準報酬日額の三分の二に相当する金額とすること。(健康保険法第二百二条関係)

4 資格喪失後六月以内に出産した者に支給していた出産手当金を廃止すること。（健康保険法第百六条関係）

三 療養の給付に関する費用の審査支払事務について、保険者が委託できる者に都道府県国民健康保険団体連合会を追加すること。（健康保険法第七十六条第五項関係）

第四 健康保険法の一部改正（平成二十年四月施行関係）

一 被保険者に関する事項

健康保険の被保険者及び被扶養者から後期高齢者医療の被保険者を除くこと。（健康保険法第三条関係）

二 保険給付に関する事項

1 入院時生活療養費を支給する特定長期入院被保険者を六十五歳以上とすること。（健康保険法第六十三条第二項等関係）

2 一部負担金に関する事項

(1) 七十歳以上の被保険者（一定以上の報酬を有する者を除く。）の療養の給付に係る一部負担金の割合を二割とすること。七十歳以上の被扶養者の自己負担割合についても同様とすること。（健康保険法第七十四条第一項等関係）

(2) 六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前の被扶養者の自己負担割合を二割とすること。（健康保険法第一百十条第二項等関係）

3 療養の給付に係る一部負担金の額及び介護保険の利用者負担額（それぞれ高額療養費又は高額介護サービス費等が支給される場合には当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、高額介護合算療養費を支給すること。（健康保険法第一百五十五条の二関係）

三 国庫は、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を補助することができること。（健康保険法第一百五十四条の二関係）

四 保険料に関する事項

1 保険料を充てる健康保険事業に要する費用に、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等を含めること。（健康保険法第一百五十五条関係）

2 一般保険料率は、基本保険料率と特定保険料率を合算した率をいうこと。（健康保険法第百五十六
条第一項関係）

3 健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率の上限を千分の百とすること。（健康保険法第百
六十条第九項関係）

4 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職
者給付抛出金等の額を被保険者の標準報酬月額及び標準賞与の総額の合算額の見込額で除した額を基
準として保険者が定めること。（健康保険法第百六十条第十一項関係）

五 その他

1 保険者の役職員は、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはなら
ないこと。（健康保険法第百九十九条の二等関係）

2 老人保健法の一部改正に伴う、規定の整備を行うこと。

第五 健康保険法の一部改正（平成二十年十月施行関係。ただし、四の1及び2は、平成十八年十月施行）

一 保険者

1 健康保険組合の組合員でない被保険者に係る健康保険事業を行う保険者として全国健康保険協会を設けること。（健康保険法第五条第一項及び第七条の二第一項関係）

2 全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の得喪の確認、標準報酬月額等の決定及び保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除く。）は、社会保険庁長官が行うこと。（健康保険法第五条第二項関係）

二 全国健康保険協会

1 業務等

(1) 全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険給付、保健事業等の業務を行うこと。（健康保険法第七条の二第二項関係）

(2) 協会は、従たる事務所（以下「支部」という。）を各都道府県に置くこと。（健康保険法第七条の四第一項関係）

2 役員等

(1) 協会に役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人を置くこと。(健康保険法第七条の九関係)

(2) 理事長及び監事は厚生労働大臣が任命すること。理事は理事長が任命すること。(健康保険法第七条の十一関係)

(3) 協会の役員及び職員に秘密保持義務を課すること。(健康保険法第七条の三十七関係)

(4) その他役員等に関して所要の規定を整備すること。

3 運営委員会等

(1) 事業主及び被保険者の意見を反映させ、協会の業務の適正な運営を図るため、協会に運営委員会を置くこと。運営委員会の委員は、九人以内とし、事業主、被保険者及び学識経験者のうちから各同数を厚生労働大臣が任命すること。(健康保険法第七条の十八関係)

(2) 定款の変更、事業計画並びに予算及び決算等は運営委員会の議を経なければならないこと。(健康保険法第七条の十九関係)

(3) 協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け

ること。(健康保険法第七条の二十一第一項関係)

4 事業計画等

(1) 協会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこと。(健康保険法第七条の二十七関係)

(2) 協会は、毎事業年度、支部ごとの財務及び事業の状況を記載した財務諸表等を作成し、監事及び会計監査人の意見を付けて、厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。(健康保険法第七条の二十八関係)

(3) 厚生労働大臣は、協会の事業年度ごとの業績について評価を行わなければならないこと。(健康保険法第七条の三十関係)

三 費用の負担

1 保険料等の交付

政府は、協会が行う健康保険事業に要する費用に充てるため、協会に対し、社会保険庁長官が徴収した保険料等の額から社会保険庁長官の事務の執行に要する費用に相当する額(当該費用に係る国庫

負担金の額を除く。)を控除した額を交付すること。(健康保険法第百五十五条の二関係)

2 保険料

(1) 協会が管掌する健康保険の一般保険料率は、千分の三十から千分の百までの範囲内において、支部被保険者(支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者等をいう。以下同じ。)を単位として協会が決定し、厚生労働大臣の認可を受けること。(健康保険法第百六十条第一項及び第八項関係)

(2) 都道府県単位保険料率(1)により支部被保険者を単位として協会が決定する保険料率をいう。以下同じ。)は、療養の給付等に要する費用、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、保健事業に要する費用等に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるよう、政令で定めるところにより算定すること。(健康保険法第百六十条第三項関係)

(3) 協会は、支部被保険者及びその被扶養者の年齢分布の状況及び総報酬額の状況の差異によって生ずる負担及び財政力の不均衡を是正するため、各支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整を行うこと。(健康保険法第百六十条第四項関係)

(4) 協会は、二年ごとに、翌事業年度以降の五年間についての健康保険事業の収支の見通しを作成し、公表するものとする。 (健康保険法第六十条第五項関係)

(5) 協会が、都道府県単位保険料率を変更する場合には、理事長は支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。 (健康保険法第六十条第六項関係)

(6) 協会は、成立後一年以内に都道府県単位保険料率を決定するものとし、それまでの間は従前の政府管掌健康保険の一般保険料率を適用すること。 (附則第二十九条関係)

(7) 都道府県単位保険料率のうち、従前の政府管掌健康保険の一般保険料率との差が政令で定める基準を上回るものがある場合には、協会の成立の日から五年間に限り、政令で定めるところにより、都道府県単位保険料率の調整を行うこと。 (附則第三十一条関係)

3 準備金

保険者は、政令で定めるところにより、毎事業年度末において、準備金を積み立てなければならないこと。 (健康保険法第六十条の二関係)

四 協会の設立

1 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させること。（附則第十三条
第一項関係）

2 設立委員は、定款、事業計画及び予算を作成し、厚生労働大臣の認可を受けるほか、協会の職員の労働条件及び採用基準を定めること。設立委員は、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、協会の職員の募集を行うこと。（附則第十五条等関係）

3 協会の成立の際、健康保険事業に関し国が有する権利及び義務は、政令で定めるものを除き、協会が承継すること。（附則第十八条第一項関係）

第六 老人保健法の一部改正（平成十八年十月施行関係）

一 保険給付に関して、健康保険法と同様の改正を行うこと。（老人保健法第十七条第二項等関係）

二 老人が医療を受ける際の一部負担金について、一定以上の所得を有する者の負担割合を三割とするこ
と。（老人保健法第二十八条第一項関係）

第七 老人保健法の一部改正（平成二十年四月施行関係）

一 題名を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改めること。

二 総則

1 目的

この法律は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うための必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とすること。（高齢者の医療の確保に関する法律第一条関係）

2 国の責務に、国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組が円滑に実施され、高齢者医療制度の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずることを追加すること。（高齢者の医療の確保に関する法律第三条関係）

三 医療費適正化の推進

1 医療費適正化計画等

(1) 医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画

ア 厚生労働大臣は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療に要する費用の適正化（以下「医療費適正化」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、医療費適正化基本方針を定めるとともに、五年ごとに、五年を一期として、全国医療費適正化計画を定めるものとする。 （高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項関係）

イ 医療費適正化基本方針においては、都道府県医療費適正化計画において定めるべき目標に係る参酌すべき標準その他の計画の作成に当たって指針となるべき基本的事項等を定めること。 （高齢者の医療の確保に関する法律第八条第二項関係）

ウ 医療費適正化基本方針は、医療法に規定する基本方針、介護保険法に規定する基本指針及び健康増進法に規定する基本方針と調和が保たれたものでなければならないこと。 （高齢者の医療の確保に関する法律第八条第三項関係）

エ 全国計画においては、国民の健康の保持の推進に関し国が達成すべき目標に関する事項、医療

の効率的な提供の推進に関し国が達成すべき目標に関する事項等を定めること。（高齢者の医療の確保に関する法律第八条第四項関係）

(2) 都道府県医療費適正化計画

ア 都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、五年ごとに、五年を一期として、都道府県医療費適正化計画を定めるものとする。こと。（高齢者の医療の確保に関する法律第九条第一項）

イ 都道府県計画においては、住民の健康の保持の推進に関し当該都道府県において達成すべき目標に関する事項、医療の効率的な提供の推進に関し当該都道府県において達成すべき目標に関する事項等を定めること。（高齢者の医療の確保に関する法律第九条第二項関係）

ウ 都道府県計画は、医療法に規定する医療計画、介護保険法に規定する都道府県介護保険事業支援計画及び健康増進法に規定する都道府県健康増進計画と調和が保たれたものでなければならぬこと。（高齢者の医療の確保に関する法律第九条第三項関係）

エ 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県計画の作成上必要な助言をすることができること。（高齢者の医療の確保に関する法律第十条関係）

(3) 計画の評価

ア 都道府県及び厚生労働大臣は、都道府県計画又は全国計画の作成年度の翌々年度において、計画の進捗状況に関する評価を行うとともに、その結果を公表すること。（高齢者の医療の確保に関する法律第十一条第一項及び第二項関係）

イ 都道府県は、都道府県計画の期間の終了の翌年度において、計画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、計画の実績に関する評価を行うこと。都道府県は、この評価を行ったときは、内容を厚生労働大臣に報告するとともに、公表すること。（高齢者の医療の確保に関する法律第十二条第一項及び第二項関係）

ウ 厚生労働大臣は、全国計画の期間の終了の翌年度において、当該計画に掲げる目標の達成状況及び施策の実施状況に関する調査及び分析を行い、全国計画の実績に関する評価を行うとともに、関係都道府県の意見を聴いて、各都道府県における都道府県計画の実績に関する評価を行い、公表すること。（高齢者の医療の確保に関する法律第十二条第三項及び第四項関係）

(4) 診療報酬に係る意見の提出等

ア 都道府県は、(3)ア又はイの評価の結果、目標の達成のために必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、診療報酬に関する意見を提出することができること。

厚生労働大臣は、都道府県から意見が提出されたときは、当該意見に配慮して、診療報酬を定めるように努めなければならないこと。(高齢者の医療の確保に関する法律第十三条第一項及び第二項関係)

イ 厚生労働大臣は、(3)ウの評価の結果、目標を達成し、医療費適正化の推進のために必要があると認めるときは、一の都道府県の区域内における診療報酬について、地域の実情を踏まえつつ、適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲内において、他の都道府県の区域内における診療報酬と異なる定めをすることができること。この場合に、関係都道府県知事に協議すること。(高齢者の医療の確保に関する法律第十四条第一項及び第二項関係)

(5) 医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等

ア 厚生労働大臣は、全国計画及び都道府県計画の作成、実施及び評価に資するため、医療に要す

る費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況及び医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況等について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。保険者及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働大臣に対し、調査及び分析に必要な情報を提供しなければならないこと。（高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項及び第二項関係）

イ 厚生労働大臣は、アの調査及び分析に係る事務の一部を社会保険診療報酬支払基金又は都道府県国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定めるものに委託することができる。（高齢者の医療の確保に関する法律第十七条関係）

2 特定健康診査等基本指針等

(1) 特定健康診査等基本指針

ア 厚生労働大臣は、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導をいう。）の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（以下「特定健康診査等基本指針」という。）を定めること。（高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項関係）

イ 特定健康診査等基本指針においては、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項並びに特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項等を定めること。（高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第二項関係）

ウ 特定健康診査等基本指針は、健康増進法の健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならぬこと。（高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第三項関係）

(2) 特定健康診査等実施計画

ア 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、五年ごとに、五年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を定めること。（高齢者の医療の確保に関する法律第十九条第一項関係）

イ 特定健康診査等実施計画においては、特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項並びに特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標等を定めること。（高齢者の医療の確保に関する法律第十九条第二項関係）